

○ひたちなか市まちをきれいにする条例

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、清潔な美しいまちづくりを目指し、市、市民等、飼い主、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ等の投捨て及び犬のふん害を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ等の投捨て 空き缶、空き瓶その他の空き容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び包装紙その他これに類するもので、捨てられることによって散乱の原因となる物（以下「ごみ等」という。）を道路、河川、公園その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等（以下「公共の場所等」という。）にみだりに捨てることをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 販売事業者 事業者のうち、容器又は包装紙に収納した飲食物、たばこ、チューインガム等散乱性の高いごみを生ずる物品を販売する者をいう。
- (5) 回収容器 ごみ等を回収する容器をいう。
- (6) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 飼い主 犬を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (8) 犬のふん害 飼い主が犬のふんにより、公共の場所等を汚すことをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、ごみ等の投捨て及び犬のふん害の防止に関する措置、指導、意識の啓発、高揚等必要な施策（以下「施策」という。）を実施するものとする。

2 市は、ごみ等の清掃活動を行う団体の育成及び活動の支援を行うものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせたごみ等を家庭に持ち帰り、又は回収容器に収納し、ごみ等の散乱を防止するよう努めなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住する周辺地域においてごみ等の散乱を防止するため、相互に協力して意識の醸成を図るとともに、自発的な清掃活動を行うことにより、ごみ等のない清潔な美しいまちづくりに努めなければならない。

3 市民等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

（飼い主の責務）

第5条 飼い主は、散歩等により犬を移動させる場合は、犬を綱、鎖等でつなぎ（ただし、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第8号）第4条第1号に該当する場合は、この限りでない。）、制御できるようにし、犬のふんを処理するための道具を携行し、犬のふんを持ち帰らなければならない。

2 飼い主は、市が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、ごみ等の投捨ての防止に関して、従業員等に対し意識の啓発を図るとともに、事業所及びその周辺地域において清掃活動の充実に努め、ごみ等の再資源化に協力しなければならない。

2 販売事業者は、ごみ等の投捨てを防止するため、消費者に対する意識の啓発、回収容器の設置及びその適正な管理に努めなければならない。

3 販売事業者のうち、自動販売機を設置する販売事業者は、規則に定めるところにより回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。

4 事業者は、市が実施する施策に協力しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第7条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるごみ等の投捨てを防止するため、当該土地の適正な管理と環境美化に努めなければならない。

2 土地所有者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

（禁止行為）

第8条 市民等は、ごみ等の投捨てをしてはならない。

2 飼い主は、犬のふんを放置してはならない。

（禁止違反者に対する命令）

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を命令することができる。

（要請）

第10条 市長は、ごみ等が著しく散乱していると認めるときは、当該ごみ等を生ずる要因となった販売事業者に対し、ごみ等の投捨てを防止するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(報告及び立入調査等)

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、販売事業者に対して、自動販売機及び回収容器の設置並びにその管理状況に関して報告を求め、又はその職員に自動販売機が設置されている場所及び販売事業者の事業所に立ち入らせ、回収容器の設置されている場所及び管理の状況並びにごみ等の散乱防止に関する必要な調査及び指導をさせることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、その職員に犬のふん害の場所等に立ち入らせ、必要な調査及び指導をさせることができる。

(勧告)

第 12 条 市長は、販売事業者が第 6 条第 3 項の規定に違反していると認めるときは、当該販売事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 13 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた販売事業者が、正当な理由なく当該勧告に応じない場合において、ごみ等の投捨ての防止を著しく阻害することになると認めるときは、当該販売事業者に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第 14 条 市長は、第 9 条又は前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その氏名等を公表することができる。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(ひたちなか市空き缶等回収に関する条例の廃止)

2 ひたちなか市空き缶等回収に関する条例(平成 6 年条例第 81 号)は、廃止する。